

經濟論叢

第八十五卷 第一號

- 經濟發展と貿易……………松 井 清 1
- 若きロックの自然法思想(一)……………平 井 俊 彦 15
- ドイツ民主共和国における私的中小企業の
社会主義的改造について……………金 鍾 碩 29
- アメリカ原子力産業の独占構造と
国家の役割……………金 田 重 喜 46
- 書 評**
- R・ケルファーコーエン『イギリスの
国有化』……………山 本 尚 一 61
-

昭和三十五年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割

— 原子力産業国有化の論理 —

金 田 重 喜

一 原子力産業の成立・発展とその規模

I 原子力産業の成立と発展

第二次大戦中秘密の裡に懷妊され、広島・長崎で数十万の人命を一瞬のうちに蒸発させる事によってその恐るべき出産を全世界の人々に示した原子力産業は、戦争終了後も急速に成長し、その呪われた死の灰を全世界にまき散らしている。吾々は原子力産業の発展を四つの時期に区分する。

第一期一九四〇—四二年創成期

第二期一九四三—四五年マンハッタン管区期

第三期一九四六—五三年原子力委員会第一期

第四期一九五四— 原子力委員会第二期（原子力世界市場競争開始）

このうち第一期、第二期については既に詳細に研究されているので、本稿では第三期、第四期の構造分析に問題を限定するが、行論の都合上ここで各時期の簡単な特徴づけを与えておく。

第一期は核物理学におけるウランの分裂を工業的規模で実現する為の研究・開発期である。この時期には財政支出は僅かであったが、今日の原子力独占の基礎が形成された時期である。そしてこの時期の最高機関である企画本部がロックフェラー・メロン財閥によって支配された為（第I表）主要な工業化契約がロックフェラー・メロン財閥によって独占された時期である。即ちスタンダード石油開発会社が英領コロンビアのトレイルの重水工場、ケロッグがオートリッジの有毒ガス拡散施設、ユニオン・カーバイドが濃縮ウラン生産と中枢部を独占し、G・

第1表 創成期の企画本部の構成

議長	イーガー V. マーフリー	スタンダード石油開発会社副社長（現社長） （ロックフェラー財閥）
委員	L. W. チャップ	ウエスチングハウス電機会社 （ロックフェラー＝メロン財閥）
	P. C. ケース	M. W. ケロッグ会社（現在ブルマンと合同） （メロン財閥）
	ジョージ O. カーム二世	ユニオン・カーバイド・アンド・カーボン会社 （ロックフェラー＝メロン財閥）
	ウォーレン K. ルイス	マサチューセッツ大学教授 （デュボン財閥）

J. S. Allen, *Atomic Imperialism*, 邦訳 p. 24-25.

Eその他モルガン財閥は第二次の工程にしか参加出来なかったのである。

第二期は四二年八月の「原子爆弾の製造」を

唯一の目的とする陸軍省マンハッタン管区形成によって始る完全な軍部統制期である。

この時期の特徴はマ管区長グロウヴス将軍と結合したデュボンの進出である。マ計画は国家と私企業との協同という形式をと

つたが、この私企業の資格を審査する審査委員会はデュボン財閥支配であり、これによりデュボン化学はハンフォードのブルトニウム生産工場を支配したのである。かくて原爆生産の二系路のうち濃縮ウラニウム（オートクリッジ工場）はユニオンが、ブルトニウムはデュボンが支配する事になったのである。そして広島・長崎での原爆投下、第二次大戦終了後、一九四六年原子力法成立、文官の原子力委員会（以後AEC）発足と共に第二期に移行する。

この時期の特徴は第二次大戦中米英両国の協力によって進められた原子力計画から英国を排除（一九四六年原子力法）した米国の原爆独占が四九年ソ連の、五二年英国の原爆実験によって破壊され、冷戦が核兵器競争、原子力の軍事化を規定した事、国家機構の指導にモルガン財閥が進出した事（第2表）に対応して、ハンフォード工場経営がデュボン化学からG・Eの手に移された事である。そして一九五四年原子力法によって原子力発電に対する政策転換が行われ、以後を第四期と規定する。

II 原子力産業の規模と国民経済的作用

戦争直後原子力委員の一人W・W・ウェイマックは「一つの新しい産業が突如として出現した。それは初めて覆面をとった時から巨体であったが、暫時にして体全体が成長し、従来標準からみると既に単一産業としては現在最大の産業となってい

第2表 原子力関係政府機構の構成

アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割

第八十五卷

四八

第一号

四八

- I. 暫定委員会(原子力計画の最高政策グループ, 1945年3月対日原爆使用勧告)
- 議長 H. L. スチムソン (トルーマン政府の陸軍・国防長官, モルガン財閥)
- 代理 J. I. ハリソン (ニューヨーク生命保険会社社長, モルガン財閥)
- 委員 J. E. パーンズ (トルーマン政府國務次官・長官, モルガン系ニューモント鉱業会社重役)
- 〃 ヴァネヴァー・ブッシュ (モルガン=デュボン系大学 M. I. T. 教授)
- 〃 カール T. コンプトン (〃 〃 M. I. T. 〃)
- 〃 J. B. コナント (ハーバード大学教授)
- II. 原子力国際管理案起草委員会 (1946年1月パーンズ國務長官が任命)
- 議長 D. アチソン (当時國務次官(のち長官)モルガン=デュボン財閥顧問弁護士)
- 委員 ヴァネヴァー・ブッシュ (前出)
- 〃 J. B. コナント (〃)
- 〃 レスリー・グロウヴス (陸軍准将マ管区長, デュボン財閥)
- 〃 J. J. マックロイ (前陸軍次官補, 駐独アメリカ高等弁務官, チェース・マンハッタン銀行頭取, ロックフェラー財閥)
- III. 同技術諮問委員会 (アチソン=リリエンタール報告起草)
- 議長 D. E. リリエンタール (TVA 理事長, モルガン財閥)
- 委員 J. R. オッペンハイマー (原子科学者, 現プリンストン高等研究所長)
- 〃 H. A. ウィン (G. E. 副社長, モルガン財閥)
- 〃 C. R. バーナード (ニューヨーク・ベル・電話会社社長, ロックフェラー=モルガン財閥)
- 〃 C. A. トーマス (モンサント化学副社長, モルガン系)
- IV. 国連原子力委員会への米国代表団 (バルーク案を提案)
- 団長 B. M. バルーク (モルガン=グッゲンハイム銅独占代表)
- 団員 F. サールズ二世 (モルガン系ニューモント鉱業会社副社長(現社長))
- 〃 H. B. スウォープ (バルークの部下, G. E. 前社長 G. スウォープの弟, モルガン財閥)
- 〃 J. ハンコック (ジョン・ハンコック生命保険社長, リーマン・ブラザース銀行役員, モンサント化学大株主, ロックフェラー=モルガン系)

る。その手足の及ぼす処は全国にまたがり、その国民経済全般に及ぼす処は決して軽視しえない⁶⁾と述べたが、原子力産業はウラニウム、トリウムを採掘する鉱山から、その加工工場、放射性材料生産工場、核燃料分離工場、原子炉（原子力発電プラントニウム生産、原子力推進）と付属する化学処理工場、原子炉の為の設備・器具・特殊材料（重水、黒鉛、コバルト、ベリリウム、ジルコニウム、リチウムなど）の供給（冶金・精密機械・電機部門等）と狭義の原水爆産業（原子及熱核兵器生産）、研究実験所からなる巨大な産業である。

（第一函参照）

そしてこの内、採鉱過程と民間原子炉を除く全ては国有民営方式で運営されている。

戦争直後リニエンターが「政府の金で養育された二十億弗の戦争っ子⁷⁾」と評した原子力産業は第二次大戦後寧ろ急激に成長したのである⁸⁾。この発展の指標の一つとして原子力計画費を連邦支出、国防費と比較した第3表をみよう。

原子力計画費は四三―四五年と増大した後、四六―四七年には国防費同様減少しているが、四七年トルーマン・ドクトリンによる冷戦開始後、特

第3表 原子力産業の発展

会計年度	連邦支出額 (百万弗)	国防省支出 (百万弗)	原子力計画 支出(百万弗)	原子力計画支出の比重(%)	
				対連邦支出	対国防省支出
1943	79407	62680	77	0.10	0.12
1944	95059	75588	770	0.76	0.97
1945	98416	79351	859	0.87	1.08
1946	60448	41597	366	0.61	0.88
1947	39033	13791	332	0.85	2.41
1948	33069	11092	478	1.44	4.31
1949	39507	11914	627	1.59	5.26
1950	39606	11892	534	1.35	4.49
1951	44058	19765	921	2.09	4.70
1952	65410	38898	1669	2.55	4.29
1953	74274	43610	1813	2.44	4.16
1954	67772	40336	1931	2.85	4.79
1955	64494	34375	1862	2.89	5.42
1956	71844	41332	1798	2.48	4.33
1957	79515	45368	2144	2.70	4.73
1958	87450	45694	2464	2.82	5.41

Survey of Current Business, July 1956, p. 11.; July 1959, pp. 23-25.
19-th Semiannual Report of the AEC, Jan. p. 200.

に朝鮮戦争後急激に増大している。

四一四五年には国防費の1%に過ぎなかったが、大艦巨砲主義より核ミサイル戦略への転換に伴い五八年には五・四%に達し、今後益々増大すると観測されるのである。

従って一九四〇年六月から五八年七月迄に米原子力産業の全投資額は一九七億⁹⁾の巨額に達する。

次にAECの資産額と雇用をみれば、四七年一月に二四州四〇カ所の施設、使用土地面積三千方哩、雇用約十万人と推定されたが、五二年九月には原子力産業の全雇用は一四・四万人¹⁰⁾、五五年六月の総資産は九一億二九〇〇万¹¹⁾弗うち工場設備六五億¹²⁾弗(第4表)で、これはG・M、U・S・スチール、デュポン、ベスレーム・スチール、アームコ・スチール、グッドイヤー・ゴムの合計資産に等しいのである。

そして政府原子力工場の価格に約六〇億¹³⁾弗と評価されている原子力産業に必要な

第4表 アメリカ原子力計画の規模と性格(百万弗)

	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957
I 政府支出額	703	2,032	1,606	4,136	1,042	1,210	834	1,899
運営費				809	886	1,099	1,146	1,741
工場・設備				3,327	156	111	312	158
II 工場投資(年末)	2,103	2,516	3,497	4,579	5,705	6,487	6,713	6,908
完成工場	1,809	1,925	2,134	3,149	4,090	5,858	6,466	6,597
生産工場	1,251	1,287	1,327	2,118	2,958	4,654	5,250	5,434
研究工場	184	234	339	548	616	699	716	752
公共施設	262	282	288	298	300	299	299	267
その他	112	122	180	185	216	206	201	144
建設中	295	591	1,363	1,430	1,615	629	247	311
III 運営費	415	495	684	905	1,039	1,290	1,608	1,968
核物質の購入生産	169	188	278	400	552	782	1,010	1,190
兵器の開発・製造	112	164	229	258	251	260	281	337
原子炉の開発	31	44	65	105	100	120	177	276
物理学研究	31	32	36	42	43	44	51	59
生物学研究	19	22	25	27	27	29	30	33
IV 雇用(人)	63,739	99,126	149,371	148,799	141,949	112,555	110,143	119,368
連邦政府	4,941	5,646	6,662	6,894	6,123	6,013	6,583	6,823
契約会社雇用	39,095	47,745	58,101	71,775	73,312	82,936	90,238	98,176
契約会社の建設設計の為の雇用	19,703	45,735	84,608	70,130	62,514	23,606	13,322	14,396

Statistical Abstract of U. S., 1957, 1958.

な設備材料を供給する関連企業(14)の資本投下額を加えると、原子力産業の固定資本額は米國産業部門中首位を占める。一労働者当りの資本投下額を有機的構成の指標とすれば、最高の有機的構成を誇る部門で化学二〇六〇〇弗、石油四二四五〇弗に対し、原子力部門は七万弗と圧倒的に首位を占めている。

次いで原子力産業の國民經濟的地位(五一年)を第5表から検討しよう。原子力産業は米國のニッケルの七%、硫黄の五%、不透鋼管の五〇%、電力の二%、物理学者の十%を使用する。そして電力消費は以後急増して五四年には全米國の七%、五五年には十%、五六には十二%、生産的消費中では二一%という高い比重を占めている。(原子力産業は現在の所電力の生産者でなくて、最大の浪費者である。電力独占が軍事化の継続を要求する理由。)

現在既にこの様に巨大な地位を占める原子力産業は将来の産業構造を一変せしめる可能性を秘めている。それ故原子力産業の發展と構造的特殊性の研究は非常に重要である。

吾々はこの特殊性を、(一)軍事的性格、(二)独占構造における國家の役割―國有民營方式の本質に分けて検討する事にしよう。

- (1) 第一期、第二期の区分はマンソン(15)。

cf. J. S. Allen, *Atomic Imperialism: The State Monopoly and the Bomb*, N. Y., 1952, Chap. 1.

- (2) 例えは Henry D. Smyth, *Atomic Energy For Military*

第5表 原子力産業の國民經濟的地位 1951年

商 品	全米供給	A E C 使用量	同 %
ニッケル			7
硫 透 鋼			5
不電技術	400,000	8,000	2
物理学者	12,000	1,200	10
科学技術者			5
建築労働者	3,000,000	60,000	2
数理及核物理学者	350		

Joint Committee on Atomic Energy, *Atomic Power and Private Enterprise*, p. 350.

purposes (邦訳 H・D・スマイス『原子爆弾の完成』)

J. S. Allen, *op. cit.* 武谷三男編『原子力』等参照。

- (3) David E. Lilienthal, *This I do Believe*, 邦訳一七頁。

(4) 委員四名のうち二名は C・H・シリィンワルト(デモボン化学社長)とロジャリー・ウイリアムズ(デモボン化学重役)他の一人はホルガン・デモボン系大学 M・I・T 教授

W・K・ルイス、もう一人はスタンワード石油開発会社社長トーマスリーであった。J. S. Allen, *op. cit.*, 邦訳二六頁。

(5) この政治的外交的意義については P. M. S. Blackett, *Military and Political Consequences of Atomic Energy*, 1949. 田中訳『恐怖・戦争・爆弾』参照。

(6) J. S. Allen, *op. cit.*, 邦訳一五頁。

(7) D. E. Lilienthal, *op. cit.*, 前掲。

(8) 前原子力委員長ホルトン・ティーンも同様の見解である。
cf. Gordon Dean, *Report on the Atom*, chap. 4.

(9) *United States News and World Report*, June 11, 1959.

(10) J. S. Allen, *op. cit.*, 邦訳十六頁。

(11) United States Atomic Energy Commission, (以後 US AEC) *Major Activities in the Atomic Energy Programs*, Jan. 1954, p. 57.

(12) USAEC, *19-14th Semiannual Report of the AEC*, pp. 190, 200.

(13) Gordon Dean, *op. cit.*, 邦訳五七頁。

(14) *Atomic Energy Guidebook*, Washington, 1955, p. 28.

(15) USAEC, *19-4th Semiannual Report of the AEC*, p. 188; *Fortune*, July 1956, p. 89.

(16) В. Г. Дилупин, Атомная Промышленность США и на-
следе Америкянского Имперализма. [Вестник Ленингра-

Рокоро Уинрепортера] No. 23, 1957, стр. 40.

(17) 米國がガス拡散工場に使用する電力量は公國の全消費に相当する。武井清男「欧州における原子力國際体制」『世界經濟評論』五七年六月号。

二 原子力産業の軍事的性格

I マ管区よりAECへの移行の性格

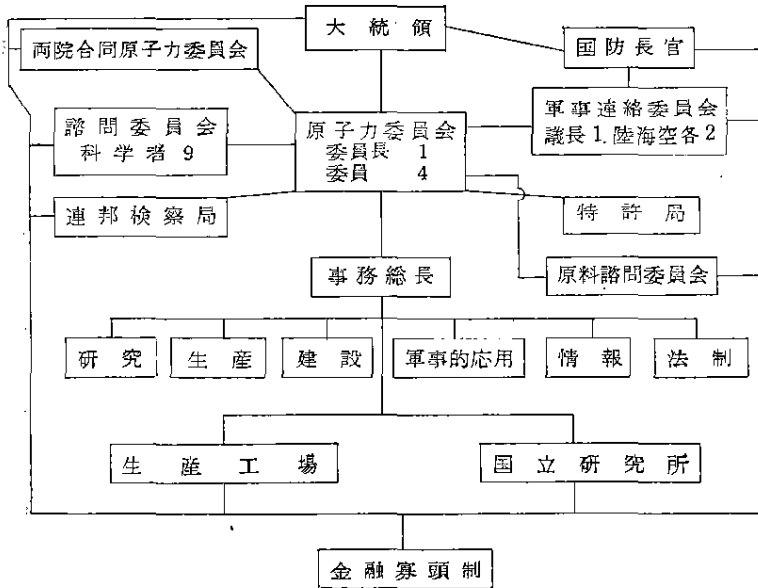
第二次大戦中陸軍直轄のマ管区に属していた原子力産業は、戦後一九四六年原子力法によりAECに移管された後も依然として軍事産業として發展している。

川島氏は「D・E・リリエンタールTVA理事長の原子力委員長就任は非軍事的色彩の強められた事を示す」と考えたが、一九四六年法は原子力の平和的發展を意味するものではない。一九四六年法は「原子力の開發と利用とはでき得る限り、公共の福祉の改善、生活水準の向上、民間企業の自由競争の強化及び世界平和の増進に向けられるべきである。但し常に國家の防衛及び安全保障を確保するという至高の目的に従属する。」(第一条)と規定している。そして大統領によって任命されるAECは兩院合同原子力委員会の監督を受ける他に、国防長官の任命する軍事連絡委員会によって指導をされている。(第二回参照)即ちAECは軍事連絡委が軍事的利用に関係ありと認める原子力問題の全てについて連絡委に報告し、協議しなければならな

第二図 アメリカ原子力委員会の構造

アメリカ原子力産業の独占構造と國家の役割

第八十五卷 五四 第一号 五四



更に A E C の軍事應用部は現役將軍を長とする現役軍人で構成される。かくて前原子力委員長ゴルドン・ディーンによれば軍事連絡委は A E C に対する「軍の番犬」であり、A E C は「軍事的諸要求に仕える文官の指揮権」に他ならない。連絡委は「原子力企業全体で最も有力な機関となり實際上の権限においては A E C を凌ぐ」のである。田中氏は A E C を「原子兵器廠」と迄云っている。

かくて A E C の四九年初の公式報告は、「主要な注意をうける A E C の活動は原子兵器の生産と改良である。これは三つの主要側面をもつ。即ち核分裂物質の生産、兵器の製造、兵器の新計画の発展である。」と宣言する。

ディーンも「吾々の第一の課題は核分裂物質の貯蔵を増大する事である。第二は新しい一層完全な兵器を作る事である。第三は水爆を作る事である。第四は電力生産の為の原子炉を建設する事である。」とし、原子炉についても「吾々の主要な實際的目的は都市照明の為のエネルギーを生産する原子炉を建設す

第6表 科学研究の軍事化（百万弗）

年度	科学研究費(A)	連邦政府支出(B)	B/A
1950	2870	1610	56
1951	3360	1980	59
1952	3760	2240	60
1953	4000	2490	62
1954	4140	2460	59

Scientific Research and Development in American Industry, Washington, 1953, p. 58.; Statistical Abstract of the U. S., 1954, p. 514.; 1955, p. 499.

の開発・製造費であり、生物学研究、原子炉の開発（この全てが平和利用ではない）などはごく一部に過ぎない。財界機関誌の推定によれば、A・E・C支出の九六%が原水爆の生産に支出されているのである。⁷⁾
 そしてこの原子力の軍事化は(一)科学研究体制の軍事化と荒廃、(二)秘密主義と市民権の制限、(三)原子力発電の抑圧をもたらすのである。

Ⅱ 科学研究体制の軍事化と荒廃

第二次大戦後の米国の科学研究体制の特徴は政府資金の比重

アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割

る事ではなくて、潜水艦用の原子炉を作る事に限定されている」と告白するのである。そしてこの軍事的性格はA・E・Cの支出の性格においても明らかであって

(第4表参照) A・E・C運営費の大部分を占めるのは、核物質の購入・生産、兵器

が増大した事である。

第6表に明らかな如く、科学研究費中の連邦政府支出の比重は六割に達し、民間産業の研究費は全部合せても四四%、大学が自弁した額は僅か三%（五三—四會計年度）であり、大学の研究費の2/3以上はこの連邦支出である。しかも科学研究への連邦支出の九七%は国防省及びA・E・Cによる事。科学研究人員の1/3以上が軍事的研究に従事している事を考慮すると、科学研究体制は軍事化されたといつてよい。

そしてこの軍事化は科学を荒廃させ技術進歩のブレーキとなっている。それは軍研究が第一に生産の普通の問題の科学的研究の為の人員と資金を奪うからであり、第二に軍研究は応用を重んじ基礎研究を軽視するからである。五四年度に軍研究支出が四〇億弗をこえた時に、埋論研究には八〇〇万弗しか支出されなかつたが、五八年度の国防総省支出研究開発費総額一七億弗のうち、基礎科学には五千万弗の支出にすぎない。¹¹⁾スタンフ

ォード大学の八千万ポルト線型電子加速器は国防総省からもA・E・Cからも「対象になり得ない」と拒否されたのである。第三に、軍事的研究の結果の多くは科学技術の全般的発展に役立たない。第四に民需部門でも利用されうる発見発明でさえも、秘密保持の見地から数年遅れる事。¹²⁾最後に純粋理論家の大部分が武器研究に動員され、かつ新幹部の育成が怠られる事によって科学の基礎が荒廃させられるのである。かくて国防動員本部長官チャ

ールズ・ウィルソンでさえも、經濟軍事化の時期に「吾々の民族としての技術的社会的進歩は遅れた」と認めざるをえなかったのである。

Ⅲ 秘密主義と市民権の制限

戦時中議会は、管区が何であるかも知られずに二〇億弗の予算を議決したのであるが、A E Cに移管後もこの事情は変わらない。

ディーンは「A E Cの四人の使用人の中一人、原子力計画に費される二〇弗の内一弗が何らかの方法で安全保持の為に当てられている。そればかりでなく一九五二年にはF・B・Iにおいてもその調査の仁事に三二五人を要している。」「五二年末にA E Cの請負者のうち約六千人は何らかの種類の保安上の業務に従っていた。」と書いている。⁽¹⁵⁾

委員会の使用人と委員会の請負者使用人で限られた資料に接近する者は、予めF・B・I又は文官任命委員会の中に新設された調査機関の手でその性格、交際関係、忠誠等についての調査を受けなければならないからである。この情報制限は原水爆のみならず、核分裂物質の生産、動力生産へのその使用のデータまで即ちこれは現段階での核科学技術の全てを含むのである。そしてこの機密洩えいは死刑又は終身刑によって罰せられる。

かくてA E Cを監督する立場にあるマクマホンでさえも「私

は原子力合同委員会創設以来の委員であり、現に今その議長に選出されたのであるが、私自身吾国がどれだけ爆弾を所有しているか、又どのような速度で新たに爆弾が製造されているか、全く知らない。」のである。⁽¹⁶⁾

この極度の秘密主義が、科学者の間の科学情報の交換の禁止、新技術の停滞をもたらしした事は既に前節でのべたが、軍事化のもたらしたスパイと忠誠審査制度はもっと大きな社会的影響をもたらししたのである。

四八年に既にニューディラーはこの秘密主義は「民主的權利に対する危険であり、来るべき制限的立法を警告する先駆である。」と警告していたが、これは間もなく事實となって現われた。即ち一九五〇年に初代委員長リリエンタールが辭職を余儀なくされたのを初めとして、進歩的見解をもつ多くの科学者・技師が「安全の確保」という口実のもとに追放されている。例えばラップ博士⁽¹⁷⁾、ロスアラモス研究所長、政府原子力問題顧問オッペンハイマー博士⁽¹⁸⁾の免職がこれである。⁽¹⁹⁾

そしてローゼンバーク夫妻の死刑に象徴される原爆ヒステリーとマッカーシズムは労働組合弾圧の橋頭堡となっている。原子力産業では進歩的労働組合は實際上組合員の利益を守る可能性を奪われている。

独占体は普通の調査に加えて更に労働幹部の特別の審査を要求する権利がある。そして進歩的見解をもつ指導者をもつ労働

は原子力企業の労働者を代表する権利を奪われる。四八年にAECは原子力工場を管理するG・Eに進歩的な電気・ラジオ工業労働組合を承認しない様に命令したのである。かくて団体交渉権は一場の喜劇と化し、独占体の抑圧に反対し、労働者の権利と利益を擁護して闘う人々は追放される。又労働者はスト権を奪われているので、原爆独占は労働者に自己の意志を容易に押付けられる事が出来る。

かくて大きな危険の許で労働する原子力産業の労働者の賃金は石油・石炭業の賃金より低く、化学工業の平均賃金より僅かに高いみである。そしてサヴァンナ工場建設期にAECは「国防の必要」から八カ月以上労働者を四五時間から五四時間に延長したのである。又黒人労働者は差別をうけている。等々。

かくて原子力産業は国中を反動的風潮と軍事的ヒステリーで害する反動の域となつてゐる。それは「資本家にとつての天国、労働者にとつての軍事牢獄」である。

かくてアインシュタイン博士は批判する。

「過ぐる五年間吾々の従つてきた金料玉糸を要約すれば、どんなに費用がかかろうと軍事力の優位で安全保障を得る事であつた。この機械論的な軍事技術に走つた心理的態度には必然的な結論が伴つた……戦争に際し敵より絶対的優位を達成するには如何なる行動が必要になるか？ それは地球上の可能な戦略的要点の全てに軍事基地を建設する事、将来の友邦を武装して

やり経済的に強めてやる事、亦国内においては膨大な経済力を軍部の手に集中し、青年を軍国主義化し、市民の忠誠を日増しに疑い深くする警察力で監視する事である。又毅然たる政見を抱く者を威嚇しラジオや新聞や学校教育で民衆を訓戒し、軍事機密という圧力によつて一般報道の範囲をますます制約する事である。」かくて初代原子力委員ウエイマックは嘆く「吾国は無視すべからざる程度においてブラック・リストの国となつた。」と。

IV 原子力発電の抑圧

一面では戦後米国の世界政策——核ミサイル戦略、他面では石炭・電力・石油等の独占体の要求が原子力を軍事化したのであるが、原子力計画の軍事的性格と秘密主義は五つの点で原子力発電を遅らせたのである。

第一は原子力発電の燃料となるU²³⁵は同時に原爆の材料でもあるが、冷戦により原爆に絶大な比重が置かれた為、U²³⁵分配において原子力発電は犠牲にされたのである。

AECの原子炉部長(現チェニス・マンハッタン銀行原子力問題顧問)であつたL・R・ハフステッド博士は五二年九月のインタビューで開発の遅れた理由の一つとして「委員会が兵器の為の核分裂物質の生産に絶対的優先権を与えていた事」を挙げ、又合同原子力委員の上院議員E・D・ミリケンが「政府は核分裂物質の十分な軍事的供給を保証する責任がある。この為には

必要ならばいかなる事でも、発電計画を延期する事でもなさればならない。」と云うのはこれである。

第二は核分裂物質ばかりでなく技術人員も亦国防計画に独占された事である。⁽³¹⁾

第三に予算の点でも原子力発電には僅かしか支出されていない。第4表で既に示した如くその運営費の大部分(六―七割)は核物質の購入・生産と兵器の開発・製造に支出されて、原子炉の開発には五〇年で三一〇〇万弗、全体の七・五%、五年に四四〇〇万、六・四%とごく僅かで、一億弗を超えたのは世界市場競争が開始された五三―四年以後である。そして五七年には二億七六〇〇万弗、十四%と増大しているが吾々はこの全てが原子力発電の為に考えてはならない。

即ち原子炉開発費のうち原子力発電用原子炉には五六年に四二二〇万弗、二四・七%、五七年には五九六〇万弗、二一・二%、五八年に九五〇〇万弗、二七・二%が支出されたのみであつて、残る大部分は原子力潜水艦・航空機・ミサイル等軍事目的の原子炉の開発に支出されているのである。従つて平和目的の原子力発電の為にAEC全運営費の三・〇%(五六年)乃至四・三%(五八年)しか支出されていないのである。

第四にこの僅かな平和用原子炉費さえ、原子力発電の為に最も有効に用いられているとはいえない。何故ならば真に経済的な原子力発電の為に高燃焼率を表現する発電専用炉か、乃至

は増殖炉の開発が最も必要なのであるが、現在開発している型は電力とプルトニウムを同時に生産する二重目的炉である。或はプルトニウムが主産物で電力が副産物といった方が正確かも知れない。⁽³³⁾ 所でプルトニウムは戦術核兵器に不可欠の貴重物質なので、ここでも軍事的必要が真に経済的な原子力発電の開発を阻止しているのである。

第五に秘密主義が挙げられる。プルトニウム生産並発電過程なので、原子力発電には「極秘資料」が必要であるにも拘わらずこれが公表されなかつたからである。(五四年以後徐々に公表され始めた)。

AECのこの(安全保証)政策が新しいアイデアの急速な発展を妨げ(従つて原子力発電を妨げ)た事は科学者が一致して証言する所である。⁽³⁴⁾ そして原子力発電の抑圧に作用した他の要因の分析は別の機会に譲る事にしよう。

以上の如き軍事的性格がアメリカ原子力産業を国有産業とした原因の一つである。その他の要因については予定稿「アメリカ原子力産業国有化の論理」において取扱う。

(1) 川島芳郎「各国における原子力の開発体制」『世界経済評論』五七年六月号十一頁。

(2) Gordon Dean, *op. cit.*, Chap. 7.

(3) N. Y. Times, Feb. 8, 1950.

- (4) J. S. Allen, *op. cit.*, 邦訳五八頁。
- (5) 田中傾次郎「原子力と社会」一七一頁。
- (6) USAEC, *5-th Semiannual Report of the AEC*, p. 40.
- (7) Joint Committee on Atomic Energy, *Atomic power and private Enterprise*, pp. 325-8.
- (8) *The Magazine of Wall Street*, Dec. 10, 1955, p. 300.
尚別の推定によれば、全資金の九〇％は原子兵器の生産（核物質の生産を含む）にあてられ、残る一〇％も結局は軍事目的に役立って研究に支出されている。U. S. *News and world Report*, June 11, 1954, p. 30.
- (9) *The Scientific Research and Development in American Industry*, 1953, p. 22.
- (10) А. Б. Николаев, Милитаризация Экопомпки и Технически прогресс В США, [Вестник Московского Университета, серия экономики, Философии, права] No. 2, 1956, стр. 54.
- (11) А. Б. Николаев, Там же, стр. 66.
- (12) 朝日新聞三三年四月十一日。
- (13) А. Б. Николаев, Там же, стр. 56.
- (14) The Director of the Office of Defense Mobilization, *Quarterly Report to the President*, Jan. 1. 1951, p. 4.
- (15) D. E. Lilienthal, *op. cit.*, 邦訳一一六頁。

アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割

- (16) Gordon Dean, *op. cit.*, Chap. 12.
- (17) J. S. Allen, *op. cit.*, 邦訳五四頁。
- (18) J. R. Newman and B. S. Miller, *Control of Atomic Energy*, 1948, pp. 15-16.
- (19) 朝日新聞三四年六月二十四日参照。
- (20) 朝日新聞三三年一月十七日参照。
- (21) ローレンス・トウ夫妻『家は死をくえ』参照。
- (22) USAEC, *Contract Policy and Operations*, Jan. 1951, p. 82.
- (23) USAEC, *19-th Semiannual Report of the AEC*, p. 110.
- (24) Gordon Dean, *op. cit.*, p. 107. ストライク後四五時間
に短縮されたがそれでも全国平均労働週を大幅に上廻して
いる。
- (25) USAEC, *Labor and the Savannah River AEC Project*, 1952, pp. 7-8.
- (26) Р. Пылев, Атомная Промышленность США, [Вопросы Экономии] No. 8, 1956, стр. 135.
- (27) 武谷三男編「原子力」三三三頁。
- (28) 久野収「原子力の社会史」『世界』三一年三月号四四頁。
- (29) Joint Committee on Atomic Energy, *Atomic Power and Private Enterprise*, p. 5.
- (30) *Ibid.*, p. 35.

第八十五卷 五九 第一号 五九

アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割

Ibid., p. 9.

② P. Кудрявник. О развитии Атомной Энергостроительности В США. [Мировая Экономика и Международная Отношения] No. 12, 1959, стр. 144.

近キローマン・キンゼラの比率を約 $1/4$ と推定している。

V. Onushkin, The U. S. Monopolies and the Atomic Industry, *International Affairs*, No. 10, 1959, p. 87.

③ Adams and Gray, *Monopoly in America*, p. 152.

④ Cf. Joint Committee on Atomic Energy, *op. cit.*, p.

(尚本稿は最初一、原子力産業の成立・発展とその規模。二、原子力産業の軍事的性格。三、原子力産業の独占構造と国家の役割—国有民営方式の本質—I社会主義説、II 国有化の原因と意義、III A E C の機能と意義、IV 巨大独占の支配方式—国有民営の本質、V 原子力産業の財閥別編成)として発表する予定であったが、編集上の都合により第一章を先に発表し、本論である第三章は次号に譲る事とした。悪しからず了承して頂きたい)。